

公契約を通じて、持続可能な社会の実現のための取組を推進します！

# 熊本県の契約に関する取組方針

～持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例～

令和5年4月1日

熊 本 県

## はじめに

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例（令和4年熊本県条例39号）は、令和4年10月12日に制定・公布され、令和5年4月1日に施行された。これは、本県の公契約に関する基本的な理念を定める条例としては、初めて制定されたものである。

遡ること平成18年頃、全国において、談合を防止し、より公正で透明性の高い公共調達を実現することが喫緊の課題となった。本県では全庁を挙げてこの課題に取り組み、平成19年6月に熊本県公共調達改革基本方針を定め、爾来、当該基本方針に基づき、一般競争入札の原則の徹底や最低制限価格・低入札価格調査制度の導入など実効性のある具体的な取組を進めてきたところであり、今日、こうした取組が一定の水準において定着をみている状況にある。

しかしながら、熊本県公共調達改革基本方針の制定から十余年という時間が経過し、また、国を挙げてのDXの本格的な展開など、公共調達を取り巻く環境が著しく変化する中であって、入札・契約制度についてもこのような環境の変化に的確に対応していくことが求められているといえる。

また、「持続可能な社会の実現」が重要な政策課題となる中、「政策実現の手段」としての公契約、すなわち“公契約を通じて様々な県政課題の解決に向けた取組を公契約の当事者が協働して推進する”という、いわば公契約の新たな機能が注目されている。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例は、このような二つの潮流を汲み、これからの時代にふさわしい公契約のあり方を描いている。

この取組方針は、こうした条例の制定事情を踏まえ、条例に謳われる基本理念を具体化するために本県の取組について定めるものである。

### 熊本県の契約に関する取組方針

取組方針は、県が、条例第3条に掲げる基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、定めるものです（条例第7条第1項）。

取組方針では、公契約に係る取組の総合的かつ効率的な推進に関する必要な事項を定めています（条例第7条第2項）。

#### 【意見聴取】

取組方針については、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとされています（条例第8条）。

#### 【進捗管理】

県では、取組方針について毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じた改正を行いながら、取組を進めてまいります。

# 目 次

第1 基本理念を踏まえた取組方針	1
<b>基本理念1</b> 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除	
1-1 契約の透明性の確保	1
1-2 競争の公正性の確保	1
1-3 談合その他の不正行為の排除	2
<b>基本理念2</b> 総合的に優れた内容の契約の締結	
2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止	3
2-2 価格以外の多様な要素の考慮	3
<b>基本理念3</b> 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興	
3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備	4
3-2 県内事業者の受注機会の確保	5
3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案	5
3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する 取組の勘案	6
<b>基本理念4</b> 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する 取組の勘案	6
第2 事業者等との協力	7
第3 広報・周知	7
第4 取組方針の推進体制	7
第5 指定管理者制度における取扱い	7
資料 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例	8

## 第1 基本理念を踏まえた取組方針

### 基本理念 1

#### 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

#### 1-1 契約の透明性の確保

公契約は、その経費が県民の税金等で賄われていることから、公正であり、経済的であることが求められる。そして、県民の負託に応えるには、契約の端緒から結果に至るまで、公契約が適正に行われていることを県民に明らかにすることが不可欠であり、また、このことは、不正行為の防止にも資する。そこで、契約の透明性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-1-1 熊本県会計規則や熊本県競争契約入札心得など、入札・契約に関する規則や要領等を公表するとともに、必要に応じた見直しを行う。
- 1-1-2 計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。
- 1-1-3 一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。
- 1-1-4 指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。
- 1-1-5 建設工事において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について県入札監視委員会で審議し、その概要を公表するとともに、委員会の意見を適切に入札契約制度に反映する。

#### 1-2 競争の公正性の確保

公契約には、公正かつ経済的であることが要請され、公正な競争による契約の相手方選定が求められる。その手続きは、契約の性質や目的を踏まえた適切な入札・契約方法の選択と必要な条件整備の下、的確に契約を履行できる能力を有する者を確実に選定できるものでなければならない。そこで、競争の公正性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-2-1 契約の方法は、一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性等を確保する。

- 1-2-2 一般競争入札において、競争(入札)参加資格に条件を付する場合は、過度に競争性を低下させることがないよう、履行能力を有する参加者数の確保に留意する。
- 1-2-3 指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- 1-2-4 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。
- 1-2-5 特定調達契約に係る苦情について、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき対応する。
- 1-2-6 建設工事において、「熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱」に基づき対応する。
- 1-2-7 建設工事において、工事の種類、規模、重要度や特殊性を考慮し、分離発注に努め、専門分野の工事業者による公正な競争を確保する。

### 1-3 談合その他の不正行為の排除

談合その他の不正行為は、入札(参加)者間の公正かつ自由な競争や予算の適正な執行を阻害し、県民の利益を損ねる行為である。これを見過ごすことなく毅然とした対応を行い、不正行為に対する処分の実施とともに、再発の防止を図るため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-3-1 指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。
- 1-3-2 契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。
- 1-3-3 談合情報について、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、公正入札調査委員会において速やかに対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に対し通知する。
- 1-3-4 暴力団員又は暴力団関係者でないことを入札参加(者)資格の要件とする。
- 1-3-5 建設工事において、建設業法に基づく必要な技術者の配置や施工体制などについて確認を行うとともに、建設業法違反については厳正に対処する。

## 基本理念 2

### 総合的に優れた内容の契約の締結

公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

#### 2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

不当に廉価な金額での契約はその履行に係る質の低下を招く。また、事業者にとっては採算が合わない契約であり、そのしわ寄せは業務従事者の労働環境に及ぶ可能性が大きいといえる。そこで適正な履行が見込まれない金額による契約を防止するため、引き続き下記の事項に取り組み、制度の適切な活用の徹底と検討を進める。

- 2-1-1 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。
- 2-1-2 建設工事において、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させ、数量、単価や金額等により、適正な見積もりであることを確認する。
- 2-1-3 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。  
**重点 1** 最低制限価格制度の基準等について検討します！
- 2-1-4 建設工事及び建設工事に係る業務委託において、内容の変更、賃金及び資材等の価格の著しい変動等により、請負代金額の変更が必要となった場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結する。

#### 2-2 価格以外の多様な要素の考慮

契約の方法は、公正性・機会均等性に優れた一般競争入札が原則であるが、より質の高いサービスの提供や民間等のノウハウを必要とする契約については、価格のみならずその他の条件を総合的に判断し相手方を選定する。そこで、このような場合は手続きにおける公平性と公正性に留意しつつ、価格以外の多様な要素を考慮する下記の事項に引き続き取り組み、さらに有効な契約方法の検討と活用を進める。

- 2-2-1 一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- 2-2-2 随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。

- 2-2-3 建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価方式やプロポーザル方式を採用する。
- 2-2-4 県内建設工事の入札参加(者)資格審査格付において、工事成績などの技術力に関する事項を評価する。
- 2-2-5 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。

### 基本理念3

#### 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

### 3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

公契約の適正な履行を確保するためには、良好な労働環境の整備等により労働者の確保が図られることが重要である。そのためには事業者の法令順守はもとより、安定した雇用・労働環境の向上を図ることが出来るよう、県がこれを後押しする取組を検討し、進めていく必要がある。

- 3-1-1 労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。

重点  
2

労働関係法令遵守を担保する方法を検討します！ (例：契約書や仕様書への記載等)

- 3-1-2 業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう適正な工期、履行期間を設定する。
- 3-1-3 予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。
- 3-1-4 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。

- 3-1-5 社会保険への加入（加入義務のない者を除く）を入札参加(者)資格の要件とするとともに、入札参加(者)資格審査格付において、育児・介護制度の状況などの労働環境の向上に努める事業所の取組を評価する。

### 3-2 県内事業者の受注機会の確保

熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する物品や役務等の調達、工事の発注にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き受注機会の増大を図る取組を検討し、進めていく必要がある。

- 3-2-1 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。

【熊本県中小企業振興基本条例 抜粋】

第7条第2項 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。

- 3-2-2 熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。

- 3-2-3 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。

- 3-2-4 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

### 3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案

柔軟な働き方ができる職場環境づくり、仕事と生活の調和など、持続可能な雇用環境の実現に資する取組のほか、障がいの有無、性別や年齢等に関わらず誰もが安心して活躍できるような事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 3-3-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、ブライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組を評価する。

**重点3** 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討します！（令和5年10月頃～ 実施可能な事業から先行予定）

- 3-3-2 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。

**重点3** ※前掲参照



- 3-3-3 熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。

### **3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案**

県産品の利用を促進する取組や、地域経済の振興に資する事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 3-4-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

重点  
3

※前掲参照

### **基本理念 4**

#### **事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案**

公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

例えば、SDGs の 17 のゴール達成に向けた取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 4-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs 達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。

重点  
3

※前掲参照

- 4-2 物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

## 第2 事業者等との協力（条例第6条）

県及び事業者が相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進する。

## 第3 広報・周知

公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。

重点  
4

効果的な方法を検討し、広報・周知を図ります！

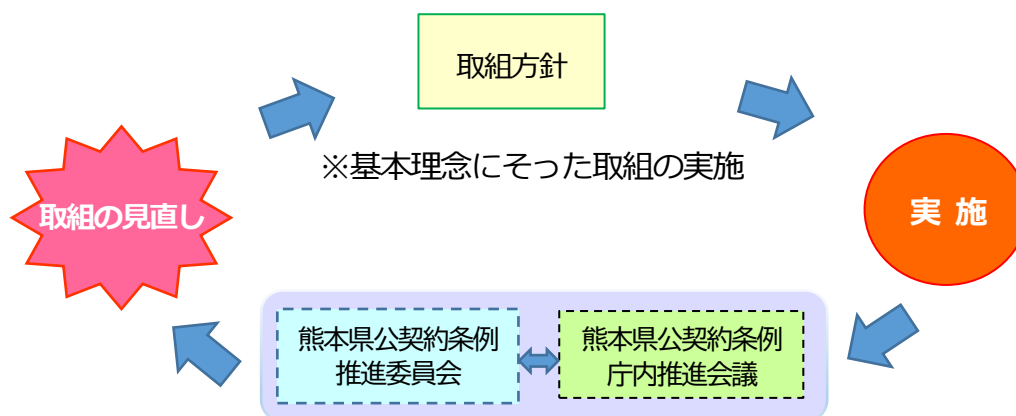
## 第4 取組方針の推進体制

### （1）庁内推進会議における進捗管理等

関係課長で構成する「熊本県公契約条例庁内推進会議」において、取組方針に掲げた取組等の進捗管理や検討等を行う。

### （2）学識経験者及び関係団体の意見聴取（条例第8条）

条例の適切な運用を図るため、学識経験者及び関係団体で構成する「熊本県公契約条例推進委員会」を設置し、取組方針の制定やその後の推進にかかわるような、条例の適切な運用を図るための取組に関する重要な事項について御意見を聴く。



※ 外部有識者会議や庁内推進会議における意見等を踏まえて取組の内容を見直し、必要に応じて取組方針を改定するなど、PDCAを着実に実施することで、取組の充実に繋げる。

### （3）職員の研修等

適正な契約の締結に繋がるよう、職員に対する各種研修を行うとともに、職員の経理等に対する意識向上及び組織的なチェック体制の強化等に取り組む。

## 第5 指定管理者制度における取扱い（条例第9条）

別途策定している「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に条例の趣旨を反映させる。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県条例第39号

### 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

#### (目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

#### (基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。